

日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

第三部 労働政策

第五編 社会保障制度

第一章 社会保障制度審議会の第二次勧告と社会福祉事業法等の制定

一 昨年一〇月、社会保障制度審議会によっておこなわれた勧告は大砲とバターを妥協させたものではあったが、それにしても一応の体系をもち、形式的にも内容的にも社会保障制度を一步前進させるものであった(本年鑑第二四集参照)。

戦後いろいろと形をととのえてきた社会保障制度は、本年においても、結核予防法・社会福祉事業法・国家公務員災害補償法の施行、児童憲章の制定等、さらにいくつかの形式を加えたが、健康保険の単価問題に集中的にあらわれたように、内容的にはむしろ社会保障制度の危機を加え、両条約の締結を中心とする諸政策のもとでは社会保障制度の発展は期待しえないことをはっきり示したのである。前記勧告を実行するための経済的基礎はかくしていよいよ失われていくのみであった。

すでに第一部で見たように、貧困と病気と災害はますます多くの国民をとらえ、社会保障制度がこれらの救済に果す役割はさらに小さくなった。社会保障制度審議会が前年につづいて第二次勧告をおこない、あるいは、国会において「社会保障制度推進に関する決議」が採択されたのも、このような事態の反映に他ならない。しかしながら政府は、この事態を両条約を軸とする政策の当然の帰結とは見ず、日本経済の現状ではむしろ堪えるべき問題とみなした。たとえば五月一五日、参議院の岡村議員の質問に対する次のような政府答弁はこれを物語っているといえよう。

社会保障制度については、昨年一〇月社会保障制度審議会から勧告もあり政府としても慎重にこれを検討しつつあるが、健康保険、厚生年金保険、失業保険などの各種社会保険の統合問題については社会保険と関連する行政に重大な影響を及ぼす問題もありまた、技術的にも研究的すべき問題が多いので目下研究中である。また、被用者以外の一般国民に対しての社会保険についても、国民健康保険制度の強化と共に、漸次被用者との均衡を失しないように整備すべきものと考えているが、国家財政や国民経済の現状からいまだちにその具体化をはかることは相当困難である。

二 社会保障制度審議会では、このような情勢をみて、一〇月二〇日の総会で次のような第二次勧告案を決定し、二四日に中山副会長から吉田首相にあてて提出した。社会保障制度の発展をばんでいる真の原因にはふれることなく、ほとんど技術的・行政的な内容ではあるが、とくに社会保障行政の統一をかさねて勧告するとともに、当面は医療保障とくに国民健康保険に重点をおくべきだとしている。

社会保障制度推進に関する勧告(五一・一〇・二〇)

独立日本の目標は自立経済の確立と健全なる社会の育成にある。産業を発展せしめるとともに、国民一人一人の最低生活が確保されることはその基本的条件である。そのためには、何よりもまず国民生活の合理化と安定化が必要である。社会保障制度の推進はまさにかかる国民の要望に応えんとするものである。

すでにわれわれは各種の社会保険や社会事業を通じて何らかの社会保障制度をもっている。しかし、これら各種の制度は現在バラバラに形造られ、しかも各省各局の思い

思いの方針によってほとんど横の連絡なしに行われ、何等の一貫せる理念をもたない。かくては、これを掌る人員や経費において多くの無駄があるのみならずこのままの発展では真の社会保障制度の完成は期待できない。いまここに社会保障制度の推進をはからんとするにあたり、第一に留意すべきはこの点である。

また、講和後の容易ならざる経済的・社会的諸条件を克服し、新しい民主的日本を建設するためには、この際国民生活に一大革新と反省がなされなければならない。すなわち、衣食住に関して最も合理的な生活方式を樹立することが必要である。かかる生活方式の樹立は全科学界が努力を傾注して日本の実情に即した生活の科学的研究を推進することによってのみ可能である。さらに、その研究の成果が正しく行政化されるのであれば生活の改善は実現され得ない。そのためにはいわば民主的な生活管理を場合によっては考慮する必要がある。講和後における社会保障制度の基調はここに求められるべきであって、このことによってのみ戦後の急迫せる生活の破綻から国民は救われ常に進歩する世界の文化を国民生活に注入することも可能となる。

本審議会は、客年一〇月社会保障制度に関する勧告において、社会保障制度の具体案を示した。その急速なる実現は、もとよりこれを要望してやまないが、さらに、上述の見地に基つき社会保障制度推進策として、次の如き方途を実施するよう重ねて勧告する次第である。

一、社会保障行政の一元化

社会保障制度をその運営において無駄のないよう最も有効適切に実現するためには、社会保障行政を統一化する必要がある。しかしいま直ちに全面的な一元化が困難としても、少くともこれに向って一步をすすめるためその行政機構を合理化し、事務の能率化と国民の利便に重点をおいて改革を行うべきである。たとえば、衣食住を中心とする生活の合理化を根幹とし、これに応じて機構を整備する。また、兼任や事務委託等の方法により各種社会保険の窓口を一本化する。各省に設けられている社会保障関係審議会の運営の一元化をはかるため差当りこれが連絡調整の方途を講ずる等のが考えられる。

二、医療保険の推進

社会保障制度の総合的完成を目標として統一的企画を建て、年次計画による予算の編成を行うべきことはいうまでもない。社会保障制度の確立のためには年金保険その他の面においても解決をせまられている問題は少くない。しかし、昭和二七年度においては、医療保障ことに国民健康保険に重点をおいて予算を編成すべきである。

現在、医療に関する保障制度は財政的に重大な危機に当面している。とくに、国民健康保険制度は正に崩壊の一步手前にある。医療の困難が国民の生活に及ぼす影響の重大性にかんがみ、この際思い切った施策が必要である。すなわち国民健康保険制度を年次計画により強制的に設立せしめるべきである。

また、これを財政的に裏づけるためには、単に事務費の全額のみではなく、給付費についても医療費の二割は是非ともこれを国庫が負担すべきである。たとえば、一部の者の教育にあたる国立大学に対しても国庫が膨大なる費用を負担しているのであるからより社会的責任を強調すべき、疾病傷害に対して国庫がこの程度の負担を拒むべき理

由はどこにもない。また、経営困難に陥っている国民健康保険に対しては必要な資金を融通する等の途を構わずることによりその再建整備をはからねばならない。

健康保険についても、もちろん事務費の金額及び医療に関する給付費の二割は前項と同様の趣旨において国庫が負担すべきである。国民の所得が先進国に比較して著しく貧困な日本において、医学の進歩に対応するが如き給付を行うには、この程度の負担を国家が行うことはむしろ当然である。

医療保険においては、被用者と一般国民とを問わず生命尊重の本義に徹し、医学医術の高度の活用とその普遍化をはからねばならぬ。ことに生産は人類の福祉のため基本的な要素であるから、医療保険における疾病には純粹医学的立場のほか社会医学的理念を加えなければならない。現在の健康保険制度及び国民健康保険制度はかかる新たなる観点から批判せられ改革せらるべきである。

地方行政機構の改革にあたっては第一次勧告にある如く政府管掌健康保険の地方移転の実現に関して政府の注意を喚起したい。

三、医療制度の合理化

国民の医療保険は、各種の医療保険、結核対策及び生活保護法の医療扶助によって行われているが、これらは社会保険制度を中心に再編成せられるべきである。たとえば、結核予防法における公費負担の制度は社会保険と別箇の体系を構成しているが、これは健康保険及び国民健康保険を整備して保険制度を中心に配慮すべきである。医療保険においては医療内容の検討と事務の簡素化が必要である。とくに、その医療の内容については、第一次勧告にある如く各科別学会の連合体による全医学的見地から日本の実情に対応してこれに対応すべきであるとともに、診療報酬、支払方法の改善をはかるべきである。医療保険の財政的危機を招いた原因の一つは、薬品の価格が国民の負担力に比して割高なことである。故に薬品の規格及び品質を国際的水準に一致せしめる一方製薬事業の公共性を高めるが如き措置をとり薬価の低下をはかるべきである。

現在の輸入薬品の価格については嚴重なる検討が必要である。また、その使用を国が強制するところの薬剤については、それにふさわしい適当な方途を考慮すべきである。

医療機関の整備は公私の別なく、各種社会保険及び農業協同組合その他のものを含めて総合的計画の下に行われねばならぬ。

四、保健所機構の改正

公衆衛生に関する指導や管理は国民生活に即して民主的に、かつ、組織的に行われねばならぬ。保健所の運営についてはこの際適当な改善が必要である。そのためには、各地区に医師、歯科医師、薬剤師、教員、助産婦、保健婦及び有識者等よりなる地区公衆衛生組織を設け、その地区における生活指導を行わしめる必要がある。もちろん、国民健康保険との有機的連繫をとり各地区の特色に応じた衛生活動を展開せしむべきである。また保健所は画一的整備を避け内容の充実と研究の助成に留意すべきである。これがためには医師、歯科医師及び薬剤師等の待遇を改め、人員の充実と質的向上をはからねばならぬ。さらに医療機関の存在する地域においては、保健所は速かに本来の公衆衛生活動のみに専心せしめるようその組織を改める必要がある。

五、結核対策の改善

結核については、患者総数の八〇%を占める在宅患者に対する施策を強化し適切な予防措置を講ずるとともにその生活指導を充実せしめる必要がある。これには地区公衆衛生組織の活動が期待される。

結核行政については、その統一化がはからねばならない。たとえば現在結核行政は各省、各局に亘って統一を欠いている。これは早急に改めらるべきである。

結核の予防及び医療に従事する者の再教育は各地の医科大学、公衆衛生あるいは結核研究の機関を動員してこれを行わしめ中央の外、地方においてもその実状に即応した教育を徹底せしむべきである。

予防接種法及び結核予防法による予防接種は慎重を期さねばならない。

六、年金保険積立金運用の是正

厚生年金保険の積立金はすでに約三〇〇億円に達しており、なお逐次増大しつつある。この積立金はいうまでもなく労資の醸出にかかるものであるが、その資金が大蔵省預金部に預入されその運用についてはこれを醸出したものの意思が完全に無視されている。この点を是正し、これを被保険者の福祉のため優先的に還元利用せしめる必要がある。また社会保険に関連する諸施設の拡充その他のためにこれを有効に利用せしめ得るが如き途を拓くべきである。

なお、年金保険制度は第一次勧告の趣旨にそい速かにこれを改善すべきである。しかし、これには相当の準備を必要とするから直ちに調査研究に着手すべきである。

七、社会福祉の充実

社会福祉事業の円満なる発展を期し、また生活保護法による扶助の適正をはかるためには、福祉事務所の機構を整備しその画一的形式化を避けるとともに内容の充実をはからなければならない。しかして、その運営については、民主的なサービス機関としての機能を十分発揮せしめるよう関係町村との緊密なる連携と民生委員等関係者の協力が得られるよう配慮すべきである。以上の施策には財政的裏づけを考慮する必要がある。

八、人口対策への考慮

社会保障の基調を生活の合理化に求める以上、人口問題もまた社会保障制度の確立に関連して重要な課題とならざるを得ない。政府はかかる見地からも人口問題につき研究し、その対策を速かに確立すべきである。

九、戦争犠牲者の援護

戦争による遺家族、傷病者等の援護の問題は終戦以来の懸案であるが、講和とともに一層その解決を要望する声が強くなってきた。本審議会は問題の重要性にかんがみ、特別の小委員会を設けてこの問題についての検討を試みつつあるが、政府は社会保障の見地からこれらの者に対して何らかの生活保障の措置を講ずべきである。

政府は、講和後における国民生活の安定をはかるため、以上列举したところの諸施策を昭和二七年度において断行すべきである。さらに進んでは第一次勧告の実施を目標に、年次計画を以て社会保障制度の樹立をはかるための企画立案に着手すべきである。国民はこのことを望んでやまない。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
